

インボイス制度講習会

令和5年12月7日(木) 13:30 ▶ 15:30

令和5年10月から適格請求書保存方式（インボイス制度）が導入されました。適格請求書発行事業者（登録事業者）のみがインボイスを発行することができます。仕入先がインボイスを発行しないと仕入税額控除ができない、また自社がインボイスを発行できないと販売先は取引を見直す可能性があります。こうした事態を避けるため、制度についてよく理解することが大切です。課税・免税にかかわらずすべての事業者に関係する制度です。本講習会では、実務上の対応に加え、令和5年度税制改正と合わせてわかりやすく解説します。この機会に是非ご参加ください。

場 所 宮若商工会議所 5階大会議室（宮若市宮田3673-3）

定 員 20名（先着順） 中小・小規模事業者

講 師 税理士 衛 藤 政 憲（えとう まさのり）氏

内 容 インボイス制度の概要と実務対応について
令和5年度税制改正など

申込方法 下記申込書にご記入の上、FAXでお申し込みいただくか、またはお電話にて申し込みください。

主催：宮若商工会議所（お問合せTEL:0949-32-1200）

12/7（木）インボイス制度講習会参加申込書

FAX ▶ 0949-32-1205

宮若商工会議所 行

事業所名		TEL	
所在地		FAX	
参加者名			

ご記入いただいた個人情報は、宮若商工会議所からの各種連絡・情報提供、講習会参加者名簿作成に利用させていただきます。